

証券コード 8 8 9 8
平成30年 6 月13日

株 主 各 位

東京都港区北青山二丁目12番16号
株式会社センチュリー21・ジャパン
代表取締役社長 長 田 邦 裕

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第35期定時株主総会を下記の通り開催致しますのでご出席いただきますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成30年 6 月27日（水）午後 5 時30分までに折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 平成30年 6 月28日（木曜日）午前10時30分（受付開始 午前10時）
2. 開催場所 東京都港区南青山三丁目 3 番 3 号
リビエラ青山 2階 ザ・パーチ
3. 会議の目的事項
 - (1) 報告事項 第35期（自平成29年 4 月 1 日 至平成30年 3 月31日）事業報告、
計算書類報告の件
 - (2) 決議事項
 - 第 1 号議案 剰余金の処分の件
 - 第 2 号議案 定款一部変更の件
 - 第 3 号議案 取締役 9 名選任の件
 - 第 4 号議案 監査役 3 名選任の件
 - 第 5 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ (<https://www.century21japan.co.jp>) において、掲載することによりお知らせ致します。

第35期 事業報告

自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、政府の経済対策や日銀の金融緩和政策の効果を背景に雇用・所得環境の改善が続く中、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、消費者物価指数の横ばい推移が見込まれ、地政学的リスク、アジア新興国等の経済動向や欧米の政策動向による海外経済の不確実性が依然として残ることから、先行き不透明な状態が続いております。

当社が属する不動産流通業界においては、新築分譲市場では用地価格や建築コストの上昇により都心部を中心に販売価格の上昇がみられ、既存住宅流通市場においても新築相場に牽引される形で取引価格に影響が出ております。他方で、政府の住宅取得支援策、低金利の住宅ローンや景気回復への期待により、住宅取得に対する関心が依然として高く安定的に推移いたしました。

このような事業環境の中、当社では平成 28 年 12 月にリリースした営業支援システム「21Cloud」について「AI取り込み君」や反響分析などの機能追加と改良をいたしました。要望の多かった顧客管理機能を新たに開発し、平成 30 年 4 月末に一部の機能をリリースいたしました。同システムは業務効率化、反響増加の面で加盟店から評価され利用率は 90%超となっており、今後も利用啓蒙活動を継続してまいります。また、不動産業界における過当競争に伴い、加盟店にはより一層の営業力アップが求められていることから、個別の店舗により深くアプローチできる専門コンサルティングチームとして「FCコンサルティング室」を開設いたしました。現場で培った最新ノウハウを研修開発へフィードバックすることでグループ全体の質の向上に資することも併せて期待しております。ブランド認知度・利用意向度向上を目的とした女子ゴルフトーナメントも昨年で 4 回目を迎え、3 日間で 2 万人を超える過去最高の来場者数を記録いたしました。不動産仲介業界での女性活躍推進や若年層への訴求のため「センチュリー21 ガール」として新人女性タレントを選出し7月よりCM放映をスタートいたします。

その結果、営業収益は前年同期比マイナス 2.0%、81 百万円の減少で 4,077 百万円、経常利益は前年同期比マイナス 9.7%、136 百万円の減少で 1,275 百万円、当期純利益は前年同期比マイナス 3.8%、35 百万円の減少で 905 百万円となりました。

(サービスフィー)

サービスフィー全体では、3,138百万円で前年同期比 96.6%となりました。地域別には、首都圏が 1,964百万円で前年同期比 91.8%、関西圏は 872百万円で同 104.7%、中部圏は 191百万円で同 101.5%、九州圏が 109百万円で同 125.8%となりました。

(I Tサービス)

I Tサービスは 713百万円と前年同期比 105.8%となりました。

(加盟金)

当期中に 67 店舗の新規加盟があり、加盟金は 170百万円で前年同期比 98.2%となりました。当期中に 53 店舗の退会がありましたので 14 店舗の純増となり、平成 30 年 3 月 31 日現在の加盟店舗数は 935 店舗となりました。

(その他)

保険手数料は 17百万円で前年同期比 81.7%、ジェイモーゲージ代理店手数料は 12百万円で同 70.8%、複合機代理店手数料は 3百万円で同 64.4%となり、その結果、その他の手数料全体としては 54百万円となり前年同期比 90.4%となりました。

(単位：千円)

区 分	前 期		当 期		前年同期比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	比率
サービスフィー	3,250,079	78.1%	3,138,159	77.0%	△111,920	△3.4%
I Tサービス	674,418	16.2%	713,787	17.5%	39,368	5.8%
加盟金	173,831	4.2%	170,650	4.2%	△3,181	△1.8%
その他	60,562	1.5%	54,745	1.3%	△5,816	△9.6%
合計	4,158,891	100.0%	4,077,342	100.0%	△81,549	△2.0%

(2) 対処すべき課題

今後、当社のおかれた不動産流通業界において、いわゆる不動産テックの進展による技術革新や、不動産情報のオープン化、取引のグローバル化が一層進むことが予想され、A I、I o T等の新しいテクノロジーへの対応や、より専門的なコンサルティング能力が求められる中、当社が対処すべき課題として、以下を認識しております。

①質の向上と市場競争力の付与

- i) 加盟店向け営業支援システムの継続開発と利用啓蒙による営業・事務活動の効率化、F Cネットワーク基幹システムの刷新による業務効率化とビックデータ活用

- ii) 個々の加盟店毎への経営/営業/IT/採用教育支援による総合的な店舗競争力の強化
 - iii) 新イメージキャラクターの起用やブランドアイデンティティ刷新による顧客層拡大と利用意向度の向上
 - iv) 新しい商品・サービスの開発提供による市場競争力の強化
 - v) インバウンドによるグローバル取引活性化、賃貸・管理の支援強化などによる活動領域の拡大
- ②更なる加盟店ネットワーク規模の拡大
- i) 重点地域、新規地域への店舗展開に向けた経営資源投下
 - ii) 既存店退会抑制のためのソリューション力強化による加盟店満足度の向上

上記①、②の施策を着実に継続的に実行していくことが、センチュリー21フランチャイズシステムの一層の質の向上・規模の拡大及び持続的成長につながるものと考えております。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(3) 設備投資等及び資金調達の状況

① 設備投資等の状況

当期の有形固定資産の取得は15百万円、並びに無形固定資産の取得は87百万円であります。その主なものとしては、有形固定資産については、複合機であり、無形固定資産については、新営業支援システムであります。

② 資金調達の状況

すべて自己資金により賄いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 32 期 (平成26年度)	第 33 期 (平成27年度)	第 34 期 (平成28年度)	第 35 期 (平成29年度)
営 業 収 益	3,572	3,842	4,158	4,077
経 常 利 益	1,163	1,264	1,411	1,275
当 期 純 利 益	731	851	940	905
1株当たり当期純利益	69円14銭	80円54銭	88円93銭	85円57銭
総 資 産	5,461	5,922	6,453	6,572
純 資 産	4,533	4,909	5,368	5,678

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 当社は、平成27年1月1日を効力発生日とした普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。第32期(平成26年度)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ その他

該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

不動産仲介業のフランチャイズ本部として行う次に掲げる事業

- ① 加盟店の経営者、管理者並びに営業スタッフに対する教育・研修
- ② 各種情報システムの提供
- ③ テレビコマーシャル等の共同広告の実施
- ④ 加盟店及び加盟店の顧客に対する金融・保険サービスの斡旋
- ⑤ その他加盟店をバックアップするための各種サービス

(11) 主要な営業所（平成30年3月31日現在）

本 社	東京都港区北青山二丁目12番16号 北青山吉川ビル7階
大 阪 支 店	大阪市北区角田町8番1号 梅田阪急ビルオフィスタワー23階
名古屋支店	名古屋市中区錦一丁目5番11号 名古屋伊藤忠ビル5階
九 州 支 店	福岡市博多区博多駅前三丁目2番1号 日本生命博多駅前ビル13階

(12) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
82名	5名増	43.8才	7.4年

（注）従業員数には使用人兼務取締役4名並びに臨時従業員6名は含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
- (2) 発行済株式総数 10,577,454株（自己株式747,546株を除く）
- (3) 株主数 2,293名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	5,260,000株	49.7%
日 本 土 地 建 物 株 式 会 社	700,000	6.6
三井住友信託銀行株式会社	500,000	4.7
NORTHERN TRUST CO. (AVFC)	398,900	3.8
RE FIDELITY FUNDS	240,000	2.3
日本生命保険相互会社	200,000	1.9
東京海上日動火災保険株式会社	194,900	1.8
和 田 昌 彦	147,600	1.4
田 辺 幸 子	98,000	0.9
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	81,400	0.8
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行		

（注）持株比率は、自己株式（747,546株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項（平成30年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長 田 邦 裕	代表取締役社長兼企画本部長
常 務 取 締 役	高 橋 龍 二	西日本営業本部長
取 締 役	守 屋 光 裕	東日本営業本部長
取 締 役	赤 羽 秀 幸	職能本部長兼人事総務部長兼法務審査室長兼加盟店監査室長
取 締 役	細 谷 直 樹	フランチャイズサポート本部長兼広告・商品開発部長兼トレーニングサービス部長兼お客様相談室長兼F Cコンサルティング室長
取 締 役	角 野 俊 樹	職能本部長代行
取 締 役	真 木 正 寿	伊藤忠商事株式会社 建設・物流部門長
取 締 役	八 十 義 則	日本土地建物株式会社 常勤監査役
取 締 役	平 田 誠 一	公益財団法人トラスト未来フォーラム 副理事長
監 査 役	松 田 幸 則	
監 査 役	数 面 浩 尚	伊藤忠商事株式会社 住生活事業・リスク管理室長
監 査 役	吉 澤 航	吉澤公認会計士事務所代表

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

- ①平成29年6月27日開催の定時株主総会にて角野俊樹、八十義則の両氏が取締役に就任しております。
- ②平成29年6月27日開催の定時株主総会にて取締役安藤寛氏が任期満了により退任しております。
2. 取締役真木正寿、取締役八十義則、取締役平田誠一の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役数面浩尚、監査役吉澤航の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 社外取締役平田誠一氏及び社外監査役吉澤航氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
5. 監査役吉澤航氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (4名)	76,404千円 (7,200千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	15,840千円 (2,040千円)
合計	13名	92,244千円

(注) 期末現在の人員数は取締役9名、監査役3名であります。なお、上記の支給人員には、平成29年6月27日開催の第34期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

伊藤忠商事株式会社は、当社の発行済株式（自己株式を除く）の49.7%を保有する大株主であります。

日本土地建物株式会社は、当社の発行済株式（自己株式を除く）の6.6%を保有する大株主であります。

当社と公益財団法人トラスト未来フォーラムとの間には、特別の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における活動状況

イ.取締役会等への出席状況及び発言状況

氏名	出席の状況	取締役会等における発言状況
真木 正寿 (社外取締役)	取締役会92% (13回中12回)	建設不動産業界で長年培ってきた見識に基づき、経営の客観性や中立性の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
八十 義則 (社外取締役)	取締役会100% (就任後開催 11回中11回)	金融業界及び建設不動産業界で長年培ってきた見識に基づき、経営の客観性や中立性の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
平田 誠一 (社外取締役)	取締役会100% (13回中13回)	金融業界で長年培ってきた見識に基づき、経営の客観性や中立性の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
数面 浩尚 (社外監査役)	取締役会92% (13回中12回) 監査役会100% (10回中10回)	伊藤忠商事株式会社 住生活事業・リスク管理室長としての見地より、経営の客観性や中立性の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
吉澤 航 (社外監査役)	取締役会100% (13回中13回) 監査役会100% (10回中10回)	公認会計士としての専門的見地より、経営の客観性や中立性の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

ロ. 当社の親会社又は当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

ハ. 社外役員の意見により変更された事業の方針又はその事実

該当事項はありません。

ニ. 当社の不正な業務執行に関する対応の概要

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額

18,000千円

②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

18,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社役職員は、当社の法令等遵守規則「コンプライアンス・プログラム」に則り、法令・定款等の遵守及び企業倫理に沿った活動の実践・継続を行います。代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、企業倫理・法令遵守等を当社のあらゆる企業活動の前提とすることを周知徹底します。あわせてコンプライアンス管掌の取締役（CCO）を任命し、会社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括させることとし、CCOが中心となりコンプライアンス委員会を組織します。

当社役職員は、法令違反等疑義がある行為等を発見した場合、通常のレポーティングラインを經由しCCOに、またはホットラインに通報するものとします。法令違反等疑義のある行為等の報告・通報を受けたCCOは内容を調査し、再発防止を担当部署と協議のうえ決定し、全社にその内容を周知徹底します。

なお、通報者に対しては通報したことによる身分・処遇等に係わる不利益を被らないことを会社が保証します。また、役職員に重大な法令・定款違反行為等が確認された場合には、CCOから取締役会に具体的な処分の答申を行います。

また当社には社長直轄の監査部を設置しております。監査部は、「監査規程」に基づき業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対し、その結果を報告することとしております。また、監査部は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役の職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、関連資料とともに、「文書管理規程」の定めるところに従い、適切に保存し管理します。なお、主要な文書には、次のものがあります。

1. 株主総会議事録
2. 取締役会議事録
3. 取締役を最終決裁権者とする稟議書（社内申請書）
4. 取締役を最終決裁権者とする契約書
5. 会計帳簿、計算書類、出入金伝票
6. 税務署その他官公庁、証券取引所に提出した書類の写し
7. その他文書管理規程に定める文書等

文書保管の期間・場所は、文書管理規程の定めによるものとします。

なお、取締役及び監査役から要請があった場合、いつでも閲覧が可能となるよう整備します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、センチュリー21というブランドの維持が経営の最重要課題であることを認識し、リスク管理を行っております。

具体的にはコンプライアンス、情報セキュリティ、環境、その他様々なリスクに係る管理については、基本的にそれぞれの担当部署を管掌する取締役が行い、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定めることとします。

一方、組織横断的リスクの管理及び全体的な対応については、コンプライアンス管掌の取締役（CCO）が行います。

CCOは、有事の際に、事態の予測影響度合いに応じ、予め定められた危機管理チームを立上げ、迅速かつ適切な情報伝達と対応ができるよう、緊急体制を整備します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 次の経営管理システムを使うことにより、取締役の職務執行の効率化を図ります。
 - ①取締役・社員が共有する全社的な目標を定め、その浸透を図ると共に、目標達成に向け3事業年度を期間とする中期経営計画を策定します。
 - ②取締役会は、中期経営計画を具体化するため、每期、事業部署毎の業績目標と予算を設定します。設備投資、新規事業については、原則として中期経営計画の目標達成への貢献を基準にし、その優先順位を決定します。同時に各部署への効率的な人的資源の配分を行います。
 - ③各事業部署を管掌する取締役は、各事業部署が実施すべき具体的な施策及び権限委譲を含めた効率的な業務遂行体制を決定します。
 - ④月次の業績はITを積極的に活用した会計システムにより、月次で迅速に管理会計としてデータ化し、管掌の取締役及び取締役会に報告します。
 - ⑤取締役会あるいは部長会は、毎月この結果をレビューし、各事業部署管掌の主管者に目標未達要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、各事業部署が実施すべき具体的施策及び権限委譲を含めた効率的な業務遂行体制に改善します。また、必要に応じて目標を修正することがあります。
 - ⑥これらの結果は適正に取締役の報酬その他における評価に反映させます。
2. 適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、各取締役の権限及び責任の明確化を図ります。
3. 当社の企業理念、経営計画等につき投資家その他のステークホルダーの理解を得ることで、当社の事業が効率的に運営できるよう、適時情報開示を実施すると共に、IR説明会等へのサポートを実施します。代表取締役社長は、率先して当社のスポークスマンを務めます。

⑤財務報告が適正に行われること、及び適時適正開示が行われることを確保するための体制

代表取締役社長及び財務担当取締役は、適正な財務報告の作成が会社にとって最重要事項であることを全社員に認識させるため、会議での指示・訓辞等必要な意識付けを図るとともに、「経理規程」及びその他社内規程を整備し、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図ります。

⑥当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社及び子会社が存在しないので該当事項はありません。

⑦監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の職務を補助すべき使用人を置かないことを取締役会で決議しています。

⑧前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助者は置かないと決めているので、補助者の独立性に関する事項はありません。

⑨取締役及び使用人が監査役（会）に報告するための体制その他の監査役（会）への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社に著しい損害を与える恐れのある事実、法令に違反する事実等を発見したときは、その内容を速やかに報告します。また、報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会の協議により決定します。

⑩その他監査役（会）の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査部と監査役との連携

監査部は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図ります。

2. 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用します。

3. 取締役会による業務執行取締役及び重要な使用人から個別ヒアリングの機会ならびに代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換を開催します。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然として対応し、一切の関係を遮断することを基本方針としております。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、警察当局や顧問弁護士等の外部専門機関との連携を図ることにより対応いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査部がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス

当社は、使用人に対し、コンプライアンスについて、社内研修での教育および会議での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組を継続的に行っております。

また、当社は内部情報提供制度（ホットライン）規程を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③リスク管理体制

リスク管理については、それぞれの担当部署を管掌する取締役が行い、コンプライアンス委員会において全社的な対応及び情報共有を行いました。

④内部監査

監査部が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸 借 対 照 表

平成30年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	(5,052,686)	流 動 負 債	(684,485)
現金及び預金	673,704	営業未払金	156,484
営業未収入金	411,852	リース債務	29,065
有価証券	3,800,000	未払金	175,321
前払費用	28,982	未払費用	37,251
繰延税金資産	74,014	未払法人税等	170,971
その他の	124,357	未払消費税等	18,905
貸倒引当金	△60,225	前受金	14,758
		預り金	23,728
		賞与引当金	58,000
固 定 資 産	(1,519,726)	固 定 負 債	(209,204)
有形固定資産	(74,177)	リース債務	23,136
建物附属設備	31,306	長期未払金	3,991
車両運搬具	213	繰延税金負債	18,398
工具、器具及び備品	23,196	退職給付引当金	112,817
リース資産	19,462	リフォーム保障引当金	48,460
無形固定資産	(294,206)	資産除去債務	2,400
ソフトウェア	94,946	負 債 合 計	893,689
ソフトウェア仮勘定	67,444	(純資産の部)	
リース資産	129,849	株 主 資 本	(5,469,970)
電話加入権	1,966	資 本 金	(517,750)
投資その他の資産	(1,151,341)	資 本 剰 余 金	(168,570)
投資有価証券	942,986	資 本 準 備 金	168,570
長期未収入金	145,279	利 益 剰 余 金	(5,302,469)
長期貸付金	184	利 益 準 備 金	30,724
固定化営業債権	47,552	その他利益剰余金	5,271,745
長期前払費用	208	繰越利益剰余金	5,271,745
差入保証金	62,867	自 己 株 式	(△518,818)
貸倒引当金	△47,736	評価・換算差額等	(208,751)
		その他有価証券評価差額金	208,751
		純 資 産 合 計	5,678,722
資 産 合 計	6,572,412	負債・純資産合計	6,572,412

損 益 計 算 書

自 平成29年 4 月 1 日
至 平成30年 3 月31日

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
サービスフィー収入	3,138,159	
I T サービス収入	713,787	
加盟金収入	170,650	
その他の	54,745	4,077,342
営 業 費 用		
営 業 原 価		1,320,683
営 業 総 利 益		2,756,659
販売費及び一般管理費		1,550,370
営 業 利 益		1,206,288
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	448	
受 取 配 当 金	32,511	
研修教材販売収入	23,308	
受取事務手数料	11,123	
為替差益	1,744	
その他の	3,089	72,225
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,979	
その他の	0	2,979
経 常 利 益		1,275,534
特 別 損 失		
有形固定資産除却損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		1,275,534
法人税、住民税及び事業税		356,376
法人税等調整額		14,029
当 期 純 利 益		905,128

株主資本等変動計算書

自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計
平成29年4月1日残高	517,750	168,570	168,570
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-
平成30年3月31日残高	517,750	168,570	168,570

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益剰余金			
平 成 29 年 4 月 1 日 残 高	30,724	4,906,066	4,936,790	△518,818	5,104,292
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	△539,450	△539,450	-	△539,450
当 期 純 利 益	-	905,128	905,128	-	905,128
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	365,678	365,678	-	365,678
平 成 30 年 3 月 31 日 残 高	30,724	5,271,745	5,302,469	△518,818	5,469,970

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成 29 年 4 月 1 日 残 高	263, 825	263, 825	5, 368, 118
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	-	-	△539, 450
当 期 純 利 益	-	-	905, 128
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事業年度中の変動額（純額）	△55, 073	△55, 073	△55, 073
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△55, 073	△55, 073	310, 604
平成 30 年 3 月 31 日 残 高	208, 751	208, 751	5, 678, 722

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券
時価のあるもの

決算期末日の市場価格に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

① 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。

② 平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

2) 無形固定資産 (リース資産を除く) ソフトウェア

社内における見積利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合要支給額の100%を計上しております。

4) リフォーム保障引当金

賃貸人の退去リフォーム保障の費用に備えるため、退去リフォーム保障規程に基づく期末要支給額の100%相当額を引当計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

314,762千円

(2) 偶発債務

当社では、平成28年12月27日付で東京地方裁判所において、アットホーム株式会社から437,022千円及び平成28年7月6日から支払済みに至るまで年6分の割合による金員の支払を求める訴訟の提起を受けております。本件訴訟は、当社がアットホーム株式会社に委託したシステムの開発に関し、当社がシステム開発委託契約を中途にて解除したことにより、アットホーム株式会社が当社に対して損害賠償金及び商法上の報酬並びにそれらの遅延損害金の支払を要求するものであります。

当社は、アットホーム株式会社の債務不履行を理由にシステム開発委託契約を解除したものであり、当社に損害賠償金等の債務は存在しないことを本件訴訟において適切に主張していく所存です。

なお、本件訴訟が今後の当社の経営成績に与える影響は、当事業年度末において不明であります。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との間の取引高

該当事項はありません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の数 普通株式 11,325,000株

(2) 当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 747,546株

(3) 当事業年度に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	275,013	26	平成29年3月31日	平成29年6月28日
平成29年10月30日 取締役会	普通株式	264,436	25	平成29年9月30日	平成29年12月1日

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	264,436	25	平成30年 3月31日	平成30年 6月29日

5. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
貸倒引当金	33,057
賞与引当金	17,759
退職給付引当金	34,447
長期未払金	1,222
リフォーム保障引当金	14,838
資産除去債務	734
差入保証金	5,067
未払事業税	10,287
未払事業所税	332
未払金	26,998
未払費用	10,441
貸倒償却	2,860
電話加入権	2,449
繰延税金資産小計	160,497
評価性引当額	△12,751
繰延税金資産合計	147,746
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△92,130
繰延税金負債合計	△92,130
繰延税金資産の純額	55,616

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.86%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.53%
税額控除による影響額	△1.24%
未払法人税等充当差額	△1.63%
評価性引当額の増減	△0.55%
その他	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.04%

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金はすべて自己資金により賄っております。余資は、譲渡性預金及び定期預金にて運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業未収入金及び固定化営業債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に市場価格の変動リスクに晒されております。有価証券は、資金運用方針に従い、譲渡性預金として金融機関に対して、預け入れを行っているものであります。差入保証金は、主に本社・事業所建物の賃貸借契約に伴うものであります。

営業債務である営業未払金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、ほとんど1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係る債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年以内であります。長期未払金は、役員退職慰労金の打ち切り支給に係る債務であり、各役員の退職時に支給する予定であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権である営業未収入金及び固定化営業債権について、フィールドサービス部が取引先の状況をモニタリングし、残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金については、信用度の高い企業と賃貸借契約を結ぶこととしております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部からの報告に基づき総務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次表には含まれておりません。（（注 2）参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	673, 704	673, 704	-
(2) 営業未収入金 貸倒引当金（※）	411, 852 △60, 225		
	351, 627	351, 627	-
(3) 有価証券	3, 800, 000	3, 800, 000	-
(4) 投資有価証券	742, 770	742, 770	-
(5) 固定化営業債権 貸倒引当金（※）	47, 552 △47, 552		
	-	-	-
(6) 長期未収入金	145, 279	145, 461	182
(7) 差入保証金	62, 867	62, 922	54
資産計	5, 776, 247	5, 776, 484	236
(1) 営業未払金	156, 484	156, 484	-
(2) 未払金	175, 321	175, 321	-
(3) 未払法人税等	170, 971	170, 971	-
(4) 未払消費税等	18, 905	18, 905	-
(5) リース債務	52, 202	47, 304	△4, 898
(6) 長期未払金	3, 991	4, 032	41
負債計	577, 875	573, 019	△4, 856

※ 営業未収入金及び固定化営業債権については、貸倒引当金を控除しております。

（注 1） 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金、(3) 有価証券

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、貸倒懸念債権については、回収可能性を勘案し貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(4) 投資有価証券

これらの株式の時価については、取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	441,888	742,770	300,881

(5) 固定化営業債権

固定化営業債権の時価は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(6) 長期未収入金、 (7) 差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等を参考にした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 営業未払金、 (2) 未払金、 (3) 未払法人税等、 (4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	200,216

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、

「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	673,704	-	-	-
営業未収入金	411,852	-	-	-
有価証券	3,800,000	-	-	-
長期未収入金	-	145,279	-	-
差入保証金	-	62,867	-	-
合計	4,885,556	208,147	-	-

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	29,065	14,388	8,747	-	-	-
合計	29,065	14,388	8,747	-	-	-

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	536円87銭
(2) 1株当たり当期純利益	85円57銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 金額の表示単位

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。但し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、銭未満を四捨五入しております。

11. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月23日

株式会社センチュリー21・ジャパン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 俊 哉®
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 神 宮 厚 彦®
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第 436 条第2項第1号の規定に基づき、株式会社センチュリー21・ジャパンの平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 35 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 35 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月24日

株式会社センチュリー21・ジャパン 監査役会

監査役 松田 幸則 ㊞

社外監査役 数面 浩尚 ㊞

社外監査役 吉澤 航 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりと致したいと存じます。

期末配当に関する事項

第35期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、以下のとおりと致したいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額 264,436,350円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金50円となります。

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 目的事項の追加・変更

当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、第2条に定める目的事項の追加・変更を行うものであります。

- (2) 取締役及び監査役の責任免除

取締役及び監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役及び監査役の責任を免除することができる旨、並びに取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、第24条(取締役の責任免除)及び第31条(監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、第24条(取締役の責任免除)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>フランチャイズ加盟店の募集</u> 2. <u>フランチャイズ加盟店へのＯＡ機器、什器・備品類並びに販売促進用ポスター、パネル、展示会・イベントに使用する物品の販売及びリース業</u> （新設） 3. <u>第4号以下の事業に関するフランチャイズ事業の運営及びコンサルタント業</u> 4. <u>不動産売買、賃貸借及び管理業</u> 5. <u>不動産売買、賃貸借並びに交換の仲介及び斡旋</u> （新設） （新設）	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>不動産業に関するフランチャイズ事業</u> 2. <u>フランチャイズ加盟店へのＯＡ機器、車、書籍、什器・備品類、販売促進用ポスター及びパネル、展示会・イベントに使用する物品等の各種物品並びに顧客の紹介、中古住宅の検査、不動産価格の査定、家賃保証、賃貸損害補償保険、住宅ローン、ホームページの作成等の各種サービスの販売、提供及びリース並びにそれらの紹介及び斡旋</u> 3. <u>コンピュータ機器並びにコンピュータシステム及びソフトウェアの開発、販売、賃貸及びライセンス</u> 4. <u>不動産業店舗の経営に関するコンサルティング</u> 5. <u>不動産の売買、賃貸借及び管理</u> 6. <u>不動産の売買、賃貸借並びに交換の仲介及び斡旋</u> 7. <u>不動産投資顧問業</u> 8. <u>不動産の流動化・証券化に関する調査及びコンサルティング並びに証券化商品の企画、販売、仲介及び斡旋</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>6. 工業所有産（意匠権・商標権）並びにノウハウの取得及び販売業</u>	<u>9. 知的財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権及び著作権等）並びにノウハウの取得、販売及びライセンス</u>
<u>7. 不動産業に関する各種教育、訓練並びに研修の企画、運営及び実施</u>	<u>10. 不動産業に関する各種教育、訓練並びに研修の企画、運営及び実施</u>
<u>8. 広告の取次業務</u>	<u>11. 広告の取次業務</u>
<u>9. 情報処理サービス及び情報提供サービス業</u>	<u>12. 情報処理サービス及び情報提供サービス業</u>
<u>10. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険代理業及び生命保険募集業</u>	<u>13. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険代理業及び生命保険募集業</u>
<u>11. 住宅資金貸付及び一般金銭貸付並びにその保証業</u>	<u>14. 住宅資金貸付及び一般金銭貸付並びにその保証業</u>
<u>12. 貨物運送取扱業、運送代理業及び普通倉庫業</u>	<u>15. 貨物運送取扱業、運送代理業及び普通倉庫業</u>
<u>13. 一般労働者派遣業</u>	<u>16. 労働者派遣業</u>
<u>14. 銀行代理店業</u>	<u>17. 銀行代理店業</u>
<u>15. 有料職業紹介業</u>	<u>18. 有料職業紹介業</u>
<u>16. 住宅、店舗等のリフォーム事業</u>	<u>19. 住宅、店舗等のリフォームの紹介及び斡旋</u>
<u>17. 前各号に付帯関連する一切の業務</u>	<u>20. 前各号に付帯関連する一切の業務</u>

第3号議案 取締役9名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役全員（9名）の任期が満了致しますので、
取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社株式 の 数
1	おさ だ く に ひろ 長 田 邦 裕 (昭和30年7月4日生)	昭和55年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成15年4月 同社 建設・不動産部門 企画統轄 課長 平成23年6月 伊藤忠都市開発株式会社 取締役 平成25年6月 伊藤忠アーバンコミュニティ株式会 社 常務取締役 平成26年4月 同社 代表取締役社長 平成28年6月 当社 顧問 平成28年6月 当社 代表取締役社長兼フランチャ イズ開発本部長 平成29年4月 当社 代表取締役社長兼企画本部長 (現任)	1,300株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社株式 の 数
2	たか はし りゅう じ 二 高 橋 龍 二 (昭和37年 7 月 13 日生)	昭和62年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社 平成15年 4 月 同 社 建設部不動産事業開発第三チ ーム長 平成17年 4 月 同 社 建設・不動産部門企画統轄課 長兼建設・不動産部門環境責任者 平成19年 4 月 同 社 大阪建設部長代行 平成22年 4 月 当 社 社長室長 平成23年 4 月 当 社 経営企画部長兼広報部長 平成27年10月 当 社 社長付部長 平成28年 5 月 当 社 社長補佐兼西日本支社長 平成28年 6 月 当 社 取締役社長補佐兼西日本支社長 平成29年 4 月 当 社 取締役西日本営業本部長 平成29年 6 月 当 社 常務取締役西日本営業本部長 平成30年 4 月 当 社 常務取締役西日本営業本部長兼 九州支店長(現任)	600株
3	もり や みつ ひろ 守 屋 光 裕 (昭和33年 5 月 1 日生)	昭和58年 4 月 株式会社ダイア建設入社 昭和60年 5 月 株式会社プロンドエム設立取締役 平成 4 年 1 月 当 社 入社 平成11年 1 月 当 社 東京マーケティング部長 平成18年 6 月 当 社 取締役 平成18年 7 月 当 社 取締役東京営業本部長代行兼 東京マーケティング部長 平成23年 7 月 当 社 取締役東京マーケティング 部長 平成24年 7 月 当 社 取締役フランチャイズ開発本 部長兼東京マーケティング部長 平成27年 4 月 当 社 取締役フランチャイズ開発本 部長 平成28年 4 月 当 社 取締役社長補佐 平成29年 4 月 当 社 取締役東日本営業本部長 (現 任)	18,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社株式 の 数
4	あか はね ひで ゆき 赤 羽 秀 幸 (昭和30年10月22日生)	昭和55年4月 日本エヌ・シー・アール株式会社入社 昭和63年4月 東急リゾート株式会社入社 平成3年10月 当社 入社 平成12年9月 当社 情報化推進室長 平成17年1月 当社 F Cシステム開発部長 平成22年6月 当社 取締役F Cシステム開発部長 平成25年7月 当社 取締役企画開発グループ長兼 F Cシステム開発部長兼企画開発部長 平成27年4月 当社 取締役フランチャイズサポート 本部長 平成28年4月 当社 取締役職能本部長兼人事総務部 長兼法務審査室長 平成29年4月 当社 取締役職能本部長兼人事総務部 長兼法務審査室長兼加盟店監査室長 平成30年4月 当社 取締役社長補佐兼最高情報責任 者(C I O) (現任)	10,500株
5	ほそ や なお き 細 谷 直 樹 (昭和36年12月17日生)	昭和61年4月 成城町田リハウス株式会社入社 平成10年4月 当社 入社 平成20年7月 当社 東京フィールドサービス部長 兼トレーニングサービス部長 平成28年4月 当社 フランチャイズサポート本部 長兼広告・商品開発部長兼トレー ニングサービス部長兼お客様相談室長 平成28年6月 当社 取締役フランチャイズサポ ート本部長兼広告・商品開発部長兼 トレーニングサービス部長兼お客様 相談室長 平成29年4月 株式会社ietty 社外取締役(現任) 平成30年1月 当社 取締役フランチャイズサポ ート本部長兼広告・商品開発部長兼ト レーニングサービス部長兼お客様相 談室長兼F Cコンサルティング室長 平成30年4月 当社 取締役フランチャイズサポ ート本部長兼広告・商品開発部長兼ト レーニングサービス部長兼F Cコン サルティング部長兼お客様相談室長 (現任)	13,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社株式 の 数
6	かど の とし き 角 野 俊 樹 (昭和33年 6 月30日生)	昭和57年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社 平成20年 4 月 同社 金融・不動産・保険・物流カンパニー 経営企画部長代行 平成20年12月 I & Tリスクソリューションズ株式会社出 向 取締役経営企画部長 平成22年 6 月 伊藤忠ファイナンス株式会社出向 取締役 経営企画部長 平成23年 4 月 伊藤忠商事株式会社 不動産・金融・保 険・物流事業リスク管理室長 平成23年 6 月 当社 監査役 平成27年 6 月 イトーピア・アセットマネジメント株式会 社 常務取締役 平成28年 6 月 同社 代表取締役社長 平成29年 6 月 当社 取締役職能本部長代行 平成30年 4 月 当社 取締役職能本部長兼人事総務部長 兼法務審査室長兼加盟店監査室長（現任）	200株
7	ま き まさ とし 真 木 正 寿 (昭和40年 1 月31日生)	昭和62年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年 4 月 同社 建設部建設第二課長兼建設部 P F I 事業推進室 平成17年 4 月 同社 建設部長代行 平成21年 4 月 同社 建設第二部長 平成23年 4 月 同社 中国建設・不動産グループ長（上海 駐在）兼上海伊藤忠商事有限公司 平成26年 4 月 同社 建設・金融部門長代行 平成28年 4 月 同社 建設・物流部門長（現任） 平成28年 6 月 当社 取締役（現任）	-株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社株式 の 数
8	や そ よし のり 八 十 義 則 (昭和31年 7 月 30 日生)	昭和54年 4 月 株式会社第一勧業銀行入行 平成11年 4 月 同行 業務運営室 IR室長 平成12年10月 株式会社みずほフィナンシャルグルー プ I R 部 次長 平成16年 3 月 オランダみずほコーポレート銀行 社 長 平成18年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行 欧 州営業第一部長 平成20年 4 月 みずほ証券株式会社 執行役員 平成21年 4 月 同社 常務執行役員 平成22年 3 月 日本土地建物株式会社 投資事業開発 部 顧問 平成23年 4 月 同社 執行役員兼日土地アセットマネ ジメント株式会社 代表取締役社長 平成26年 1 月 同社 顧問兼株式会社レイクウッド大 多喜 代表取締役社長 平成27年 5 月 同社 顧問兼株式会社レイクウッド総 成 代表取締役社長 平成29年 1 月 同社 常務執行役員 内部監査室担当 内部監査室長 平成29年 6 月 当社 取締役 (現任) 平成30年 1 月 日本土地建物株式会社 常勤監査役 (現任)	-株
9	ひら た せい いち 平 田 誠 一 (昭和29年 3 月 5 日生)	昭和52年 4 月 住友信託銀行株式会社入行 平成13年10月 同行 公的資金運用部長 平成17年 6 月 同行 総合運用部長 平成18年 6 月 同行 執行役員総合運用部長 平成19年 4 月 住信アセットマネジメント株式会社 取締役社長 (出向) 平成19年 6 月 同社 取締役社長 平成24年 4 月 三井住友トラスト・カード株式会社 取締役社長 平成27年 4 月 三井住友トラスト・パナソニックファ イナンス株式会社 常勤監査役 平成27年 6 月 当社 取締役 (現任) 平成27年12月 公益財団法人トラスト未来フォーラム 副理事長 (現任)	-株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 真木正寿氏、八十義則氏及び平田誠一氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由
- ①真木正寿氏につきましては、建設不動産業界で長年培ってきた専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。
- ②八十義則氏につきましては、金融業界及び建設不動産業界で長年培ってきた専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の再任をご承認いただいた場合、同届出を継続する予定であります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本株主総会終結の時をもって1年となります。
- ③平田誠一氏につきましては、金融業界で長年培ってきた専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。また、同氏の再任をご承認いただいた場合、同届出を継続する予定であります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本株主総会終結の時をもって3年となります。
4. 第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、真木正寿氏、八十義則氏及び平田誠一氏の取締役選任が承認可決された場合は、当社は真木正寿氏、八十義則氏及び平田誠一氏との間で損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役松田幸則氏及び監査役数面浩尚氏は本株主総会終結の時をもって辞任され、監査役吉澤航氏は本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、高木聡氏は松田幸則氏の補欠として、清家隆太氏は数面浩尚氏の補欠として選任をお願いするものでありますので、その任期は当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。また、吉澤航氏はあらためて選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
1	たか ぎ さとし 高 木 聡 (昭和33年5月28日生)	昭和57年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成9年10月 同社 アジア総支配人付(香港駐在) 兼伊藤忠アジア会社 平成15年10月 同社 法務部法務第一チーム長 平成21年4月 同社 法務部企画統括チーム長 平成29年4月 日本製罐株式会社出向 顧問 平成29年6月 同社 管理部門管掌取締役 平成30年6月 伊藤忠商事株式会社 法務部 (現任)	一株
2	せい け りゅう た 清 家 隆 太 (昭和47年7月20日生)	平成8年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成9年10月 同社 宇宙・情報・マルチメディア 事業・審査部 平成14年10月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社出向 平成17年6月 伊藤忠商事株式会社 食料事業・リ スクマネジメント部 平成21年4月 同社 生活資材・化学品事業統括部 平成24年4月 伊藤忠(中国)集团有限公司(北京駐 在) 平成26年7月 上海伊藤忠商事有限公司(上海駐在) 平成30年5月 伊藤忠商事株式会社 住生活事業・ リスク管理室長(現任)	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
3	よし ざわ こう 吉 澤 航 (昭和47年1月10日生)	平成6年4月 新宿監査法人入社 平成11年3月 メリルリンチ証券会社東京支店入社 平成19年4月 株式会社モルガン・スタンレー・ブ ロパティーズ・ジャパン入社 平成20年5月 ジャパン・ビジネス・アシュアラン ス株式会社入社 平成23年10月 吉澤公認会計士事務所開業代表（現 任） 平成24年5月 ブライト・パートナーズ株式会社設 立代表取締役（現任） 平成26年6月 当社 監査役（現任）	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 各候補者は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由

①高木聡氏につきましては、伊藤忠商事株式会社の職能部門での長年培ってきた専門的な知識・経験等に基づき経営監視機能の更なる充実が図れると判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

②清家隆太氏につきましては、伊藤忠商事株式会社にて、当社の属する事業部門の所属であり、同社での豊富な経験と高い見識に基づき経営監視機能の更なる充実が図れると判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

③吉澤航氏につきましては、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。また、同氏の再任をご承認いただいた場合、同届出を継続する予定であります。また、同氏の当社社外監査役就任期間は本株主総会終結の時をもって4年となります。

4. 第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、高木聡氏、清家隆太氏及び吉澤航氏の監査役選任が承認可決された場合は、当社は高木聡氏、清家隆太氏及び吉澤航氏との間で損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
やま ぐち かず あき 山 口 和 昭 (昭和42年7月27日生)	平成2年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成21年2月 同社 経理部決算管理室長代行 平成22年5月 同社 業務部 平成26年5月 同社 住生活・情報カンパニーＣＦＯ 補佐兼住生活・情報経理室長 平成28年5月 同社 ＩＲ室長 平成30年5月 同社 住生活カンパニーＣＦＯ（現任）	-株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠社外監査役候補者であります。
3. 補欠社外監査役候補者の選任理由
山口和昭氏につきましては、伊藤忠商事株式会社にて、豊富な職能部門の経験を持っており、同社での豊富な経験と高い見識に基づき経営監視機能の更なる充実が図れると判断したため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、山口和昭氏の補欠監査役選任が承認可決され、山口和昭氏が監査役に就任した場合は、当社は山口和昭氏との間で損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

<メモ欄>

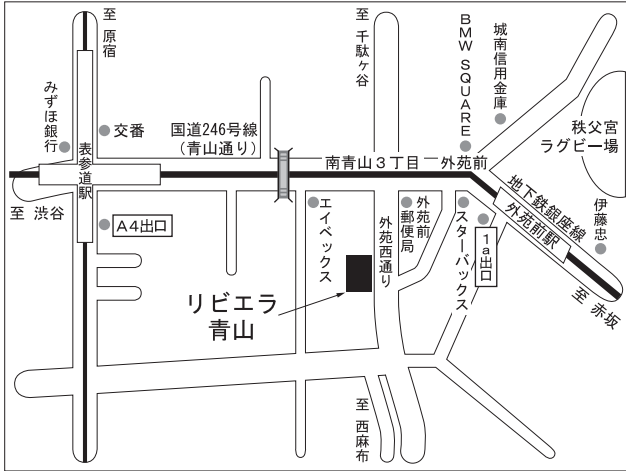
Handwriting practice area with 15 sets of horizontal dotted lines.

会場ご案内図

会 場 リビエラ青山

東京都港区南青山三丁目3番3号

電話03 (5411) 1140



交通のご案内

- ①東京メトロ銀座線「外苑前」駅下車1a出口より徒歩3分
②東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道」駅下車
A4出口より徒歩10分